

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 10 日 号外 262 号 38 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 10 日 法律第 72 号
【管轄省庁】	環境省
【施行期日】	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、附則第 2 条の規定は、公布の日から施行する。
【法令のあらまし】	<p>1 目的（第1条関係） 地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>2 定義（第2条関係） 「生物の多様性」とは、生物多様性基本法第2条第1項に規定する生物の多様性とする。</p> <p>3 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めなければならない。（第3条関係）</p> <p>4 市町村は、地域連携保全活動基本方針に基づき、地域連携保全活動計画を作成することができることとし、特定非営利活動法人等は、市町村に対し、当該計画の案の作成についての提案をすることができる。（第4条関係）</p> <p>5 市町村は、地域連携保全活動協議会を組織することができる。（第5条関係）</p> <p>6 地域連携保全活動実施者が、国立公園等の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法等の許可等を不要とする特例を設ける。（第6条～第11条関係）</p> <p>7 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うこととし、環境大臣は、国立公園の特別保護地区等の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得した場合には、当該土地における生</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴く。(第12条関係)</p> <p>8 地方公共団体は、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制を、確保するよう努める。(第13条関係)</p> <p>9 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めることとし、国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努める。(第14条関係)</p>
【改正される法令】	なし